

令和5年度

1級電気工事施工管理技術検定 第一次検定・第二次検定 受検の手引

施工管理技術検定制度について

電気工事施工管理技術検定は、電気工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的とした、建設業法に基づく検定制度です。一般財団法人建設業振興基金は、国土交通大臣の指定を受けて本検定を実施しております。

この検定は、第一次検定と第二次検定に分かれて実施されます。第一次検定に合格すると1級電気工事施工管理技士補、第二次検定に合格すると1級電気工事施工管理技士の国家資格を取得することができます。

申込受付期間

令和5年1月27日(金)～2月10日(金) [消印有効]

試験日

第一次検定 令和5年6月11日(日)

第二次検定 令和5年10月15日(日)

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 **建設業振興基金** 試験研修本部

TEL03-5473-1581

www.fcip-shiken.jp

お問い合わせ応答時間 9:00～12:00、13:00～17:30
土日、祝日は休業日です

【この冊子をお読みいただき、内容をご了解の上でお申し込みください】

目次

I. 1級電気工事施工管理技術検定 受検資格と提出書類等

1. 第一次検定の受検資格と提出書類等	2	8. 再受検申込について	15
■指定学科について	4	9. 新規受検申込者が必要な提出書類	16
2. 電気工事施工管理に関する実務経験について	6	10. 申込者全員が提出する書類	18
(1) 実務経験とは	6	11. 申込受付期間・申込書提出先	18
(2) 電気工事施工管理に関する実務経験として 認められない工事・業務等	7	12. 申込上の注意	18
(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について	8	13. 新規受検申込者の記入例	19
(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項	8	(1) A票の作成方法	19
3. 日本国外の学歴・実務経験について	9	(2) B票の作成方法	20
4. 実務経験証明書の作成について	11	14. 再受検申込者の記入例	22
5. 夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の 実務経験年数について	13	(1) A票の作成方法	22
6. 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける 2年以上の実務経験」について	13	(2) 受検票等貼付欄について	23
7. 「専任の主任技術者」の資格要件について	14	15. 第一次検定受検票送付	24
		16. 第一次検定の日時・試験地・試験の内容	24
		17. 第一次検定受検の心得と注意	25
		18. 第一次検定の合格発表	25

II. 1級電気工事施工管理技術検定 第二次検定

1. 第二次検定の受検資格と申込方法等	26	5. 第二次検定の日時・試験地・試験の内容	27
2. 申込上の注意	27	6. 第二次検定受検の心得と注意	28
3. 第二次検定受検手数料	27	7. 第二次検定の合格発表	29
4. 第二次検定受検票送付	27		

不正行為に対する受検禁止の措置 30

試験問題等の公表 30

合格基準について 30

技術検定試験の個人の成績の通知について 30

住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き 31

身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について 31

自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について 32

技術検定のよくある質問 32

一般財団法人建設業振興基金の個人情報保護方針 34

その他注意事項 34

住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届 37

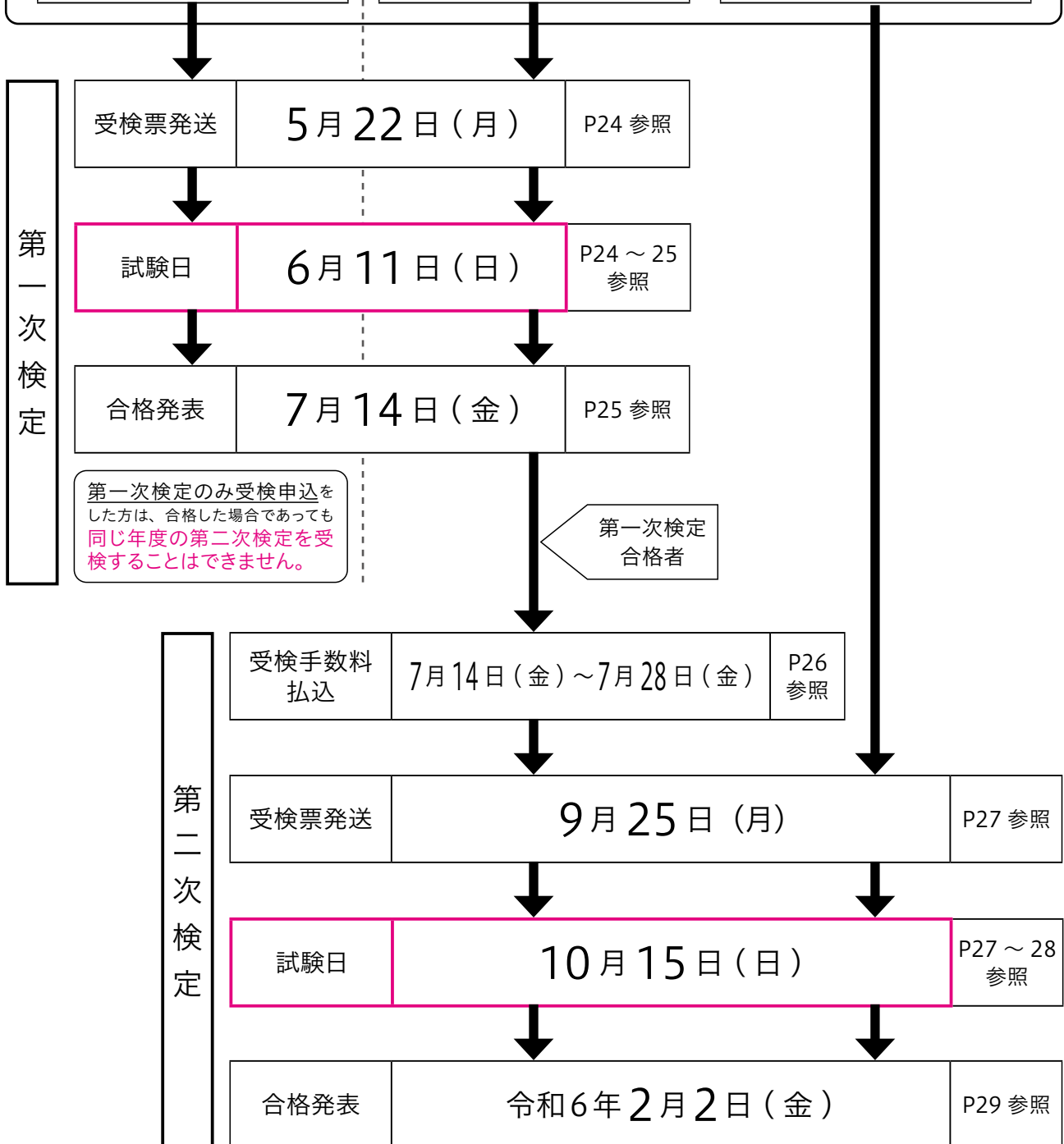
令和5年度1級電気工事施工管理技術検定 実施日程

申込期間: 令和5年1月27日(金) ～ 2月10日(金)消印有効

～受検申込にあたっては、建設業法に定める受検資格を満たしていることが必要です～

申込書提出後に以下の試験区分を変更することはできません

受検資格: P2 ～参照	受検資格: P2 ～参照	受検資格: P2 ～および P26 参照
試験区分	試験区分	試験区分
第一次検定のみ 受検申込	第一次・第二次検定 受検申込	第二次検定のみ 受検申込



I. 1 級電気工事施工管理技術検定 受検資格と提出書類等

1. 第一次検定の受検資格と提出書類等

- 下表にあげる受検資格の区分イ～ホのいずれかに該当する者は、第一次検定を受検できます。
- ・区分イ～ニに該当する者は、第一次検定合格後、第二次検定受検手数料の支払い手続きにより同じ年度の第二次検定を受検することができます。
 - ・区分ホは、第一次検定のみの受検資格です。この区分で受検し第一次検定に合格した場合、そのままでは、**第二次検定の受検資格を満たしていないため、今年度の第二次検定は受検できません**。翌年度以降、区分イ～ニのいずれかの受検資格に該当するときには、第二次検定への新規受検申込が可能です。
- 実務経験年数は、令和5年3月31日現在で計算してください。このとき、年数が不足して受検資格を満たせない場合、第一次検定の試験日の前日まで算入することができます。なお、2級電気工事施工管理技士の方は、第二次検定の試験日の前日まで算入することができます。この場合、区分イ、口で申し込む方も2級電気工事施工管理技術検定第二次検定の合格証明書のコピーをご提出いただく必要があります。

実務経験年数については、必ず次のページを参照して正しく算定してください。 実務経験の内容:P6～7、 実務経験年数の計算:P8～9
--

※技術士法による技術士第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)のいずれかの合格者で、区分イ～ニのいずれかを満たしている場合、第二次検定から受検できます(提出書類等については下表とP26参照)。

■新規受検申込者の受検資格と提出書類(再受検申込者はP15～16をご覧ください。)

区分	学歴・資格		電気工事施工管理に関する実務経験年数(注1)		新規受検申込者の提出書類	
			指定学科(P4～5参照)	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」		卒業後 3年以上の 実務経験を有する者 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) 詳細はP16～17を参照してください。 ・高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。 【高度専門士、専門士については、卒業校にご確認ください。】	受検申請書(A 票) ・記入例P19を参照してください。 <

注 意 事 項

- 注1** 実務経験年数等について
・ **実務経験年数には、1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要**です。
・受検資格上の内容を確認するため、当方が指定する書類を、後日追加提出していただく場合があります。
・夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数は、P13をご覧ください。
- 注2** 下表(**注2**)がついている実務経験年数について、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者または特例監理技術者の配置が必要な工事に配置され、当該監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP13を参照してください。
- 注3** 下表(**注3**)がついている実務経験年数について、建設業法に規定されている『専任の主任技術者』の配置が義務づけられている工事において専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP14を参照してください。
- 注4** その他
・卒業証明書、資格証明書の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を確認できる戸籍抄本を添付してください。
・日本国外の最終学歴や実務経験については、P9を参照してください。
・大学から飛び入学で大学院へ進学した方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、大学院入学日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP16～17を参照してください。
・学位授与機構から学士の学位を授与された方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、学位を授与された日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP16～17を参照してください。
・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。
・高等学校卒業程度認定試験(旧・大学入学資格検定)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。

■指定学科について

・大学、短期大学、高等専門学校(5年制)、高等学校に共通して指定学科として認められた学科。 ・専門学校のうち、高度専門士、専門士、専門課程において指定学科として認められた学科。	→	表1 次ページ参照	
表1にない学科について、大学、短期大学、高等専門学校(5年制)、高等学校の指定学科として国土交通大臣から認定された 学校別の学科 。	→	表2	本財団ホームページにてご確認ください
高等専門学校専攻科、職業能力開発総合大学校等のうちで大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された 学校別の学科 。	→	表3	
高等学校専攻科、職業能力開発総合大学校等のうちで短期大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された 学校別の学科 。	→	表4	
専門学校のうちで短期大学の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された 学校別の学科 。	→	表5	
高等専修学校のうちで高等学校の指定学科と同等として国土交通大臣から認定された 学校別の学科 。	→	表6	

表2～表6は本財団ホームページに掲載しています

<https://www.fcip-shiken.jp/about/shitei.html>



- ・本財団ホームページでは、国土交通大臣の認定を受けている最新の指定学科を掲載します。
- ・指定学科の表中で「履修条件有り」の注記がある学科を卒業した方は、ホームページに記載されている履修条件を満たすことで指定学科となります。(履修条件を満たしていない場合は、指定学科以外となってしまいます。)
- ・「履修条件有り」の注記がある学科は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付してください。

- 注1 表1の指定学科は、全国の大学、短期大学、5年制高等専門学校、専門学校、高等学校の卒業者に共通の指定学科です。
- 注2 専門学校「高度専門士」は大学卒業同等程度、「専門士」は短期大学卒業同等として取り扱います。「高度専門士」「専門士」のいずれにも該当しない場合は「専門課程」であれば高等学校卒業同等として取り扱います。
- 注3 高等専修学校には適用されません。高等専修学校卒業の方々は、【表6】をご確認ください。

<電気1級>

【表1】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認められる学科			
国土交通省令で定める学科	機械（工学）科 砂防学科 治山学科 都市工学科 緑地（学）科	建築（学）科 森林土木（学）科 電気（工学）科 土木（工学）科	鉱山土木学科 造園（学）科 電気通信（工）学科 農業土木（学）科
国土交通省令で定める学科に準ずると認める学科	エネルギー機械工学科 開発工学科 海洋土木工学科 環境建設科 環境設計工学科 環境土木科 機械技術科 機械工作科 機械精密システム工学科 建設環境工学科 建設基礎工学科 建設システム（工学）科 建築設備工学科 航空宇宙（工）学科 構造工学科 資源開発工学科 自動車（工業）科 住居科 情報電子（工学）科 生活環境科学科 生産機械（工学）科 船舶海洋（システム）工学科 造園デザイン（工学）科 造園林学科 地域開発科学科 電気技術科 電気設備（工学）科 電気電子情報（工学）科 電子技術科 電子システム工学科 電子制御（機械）工学科 電波通信学科 都市システム（工学）科 土木建設工学科 農業開発科 農業工学科（※） 緑地園芸科 林業工学科	応用機械工学科 海洋開発（工学）科 環境開発科 環境（工学）科 環境造園科 環境緑地科 機械工学第二科 機械システム（工学）科 機械設計科 建設機械科 建設（工学）科 建築工学科 建築第二学科 航空宇宙システム工学科 交通機械（工）学科 システム工学科 社会開発工学科 住居デザイン科 森林工学科 制御工学科 精密機械（工学）科 船舶工学科 造園土木科 造形工学科 地質工学科 電気工学第二科 電気・電子（工学）科 電子応用工学科 電子（工学）科 電子情報（工学）科 電子通信（工）学科 電力科 土木海洋工学科 土木建築（工学）科 農業機械（学）科 農林工学科 緑地工学科 林業土木科	応用電子工学科 海洋工学科 環境計画学科 環境整備工学科 環境都市工学科 環境緑化科 機械航空工学科 機械情報（システム）工学科 機械電気（工学）科 建設技術科 建設工業科 建築システム科 建築土木科 航空（工学）科 産業機械（工学）科 自動車工学科 社会建設工学科 情報工学科 水工土木（工）学科 生産環境工学科 精密工学科 造園工学科 造園緑地科 造船科 通信工学科 電気情報（工学）科 電気電子システム工学科 電子機械（工学）科 電子工業科 電子情報システム（工学）科 電子電気工学科 動力機械工学科 土木環境工学科 土木地質科 農業技術学科 農林土木科 緑地土木科 林業緑地科
学科名に関係ないコース、専攻等	機械（工学）コース 農業土木学コース・講座・専修・専攻	生産環境工学コース・講座・専修・専攻	農業工学コース・講座・専修・専攻
（※）但し、東京農工大学、島根大学、岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻・専修又はコースを除く。			

2. 電気工事施工管理に関する実務経験について

(1) 実務経験とは

受検資格を満たす実務経験とは、**[表Ⅰ]**にあげる電気工事において、**[表Ⅱ]**の立場で従事した施工に直接的に関わる技術上の職務経験です。

[表Ⅰ] 電気工事施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
構内電気設備工事 (非常用電気設備を含む)	建築物、トンネル、ダム等における 受変電設備工事、自家用発電設備工事、動力電源工事、 計装工事、航空灯設備工事、避雷針工事、 建築物等の「○○電気設備工事」等
発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転、調整 等
変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転、調整 等
送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、 電力ケーブル布設・接続工事 等
引込線工事	引込線工事 等
照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路照明工事 等
信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事、 電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等
ネオン装置工事	ネオン装置工事 等
(※) 上記工事種別による増改設等の工事は、実務経験と認められます。	

[表Ⅱ] 実務経験として認められる[表Ⅰ]の工事現場において『従事した立場』

従事した立場	説 明
施工管理	受注者(請負人)の立場で施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験
設計監理	設計者の立場での工事監理業務の経験
施工監督	発注者側の立場で現場監督技術者等としての工事監理業務の経験

※職業能力開発促進法に規定される職業訓練のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できます。認定されている職業訓練等の詳細は本財団ホームページをご確認ください。

(2) 電気工事施工管理に関する実務経験として認められない工事・業務等

B 票実務経験証明書に次の①の工事や②の業務等が記載されている場合は、受検資格を満たす実務経験とは認められません。(その場合、欠格となり受検できなくなります。実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。)

① 認められない工事等

電気工事以外は、実務経験として認められません。認められない工事の代表例は以下のとおりです。 【ただし、下記工事であっても、電源設備工事部分は電気工事の実務経験として認められます。 この場合、実務経験年数は、電源設備工事として実施した施工期間のみを計上してください。】	
受検資格を満たす実務経験として認められない工事等	発電機・変圧器等の設計・製造・据付・保守・点検・メンテナンス、機器部品等の修理工事・保守・点検・メンテナンス、電機・電器メーカーの機器製造業務
	電話交換機設備、火災報知設備、インターホン設備、拡声設備等の通信設備工事
	電気通信工事として実施した 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル、コンピューター機器設置、その他弱電として実施した工事 【ただし、信号設備工事・計装工事・LAN工事は電気工事の実務経験と認められます。】
	機械器具設置工事として実施した プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	管工事として実施した 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	消防施設工事として実施した 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事、その他消防施設として実施した工事
	熱絶縁工事として実施した 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
	その他、建設業法上の許可業種で次に分類される工事として実施したもの 建築工事業、土木工事業、大工工事、左官工事、とび・大工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんがブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事

② 認められない業務等

電気工事の施工に直接的に関わらない以下の業務等は受検資格を満たす実務経験とは認められません
・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務 ・ 工事現場の事務、積算、営業等の業務 ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ・ 研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ・ 据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び修理 ・ 入社後の研修期間 ・ 人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く)

～その他、電気工事とは認められない工事・業務はすべて受検できません～

(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について

- ① 実務経験年数は、令和5年3月31日現在で計算してください。
- ② 3月31日現在の実務経験年数で受検資格を満たせないときに、第一次検定の試験日の前日(令和5年6月10日)までに予定されている実務経験によって受検資格を満たせる場合には、その分を実務経験年数に算入することができます。
 - ※ 2級電気工事施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験) 合格者は、1級第二次検定の試験日の前日(令和5年10月14日)までに予定されている実務経験年数を算入可能です。この場合、2級電気工事施工管理技術検定第二次検定の合格証明書のコピーを提出書類に追加してください。
- ③ この基準日は、第一次・第二次検定受検、第二次検定のみ受検に共通の基準日です。
- ④ 予定されている実務経験を算入するときの注意
 - ・ 4月1日以降の実務経験は、受検申請の時点で契約または特定できる工事に限ります。
 - ・ 受検申請後、予定されている実務経験が変更となり受検資格を満たせなくなった場合には、電話等でそれぞれ試験の前日までに修正の自己申告を行ってください。
 - ・ 受検資格を満たせなかったにもかかわらず自己申告を行わずに受検した場合、法令の定めにより合格取り消しや受検禁止措置がとられることがあります。
 - ・ 修正の自己申告を行った場合には、手数料を差し引きのうえ受検手数料を返還いたします。

(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いします。

【特に注意が必要なケース】

① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル電気設備改修工事(電気工事)											
					▲▲▲マンション新築電気設備工事(電気工事)						

重複

この例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、電気工事の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
										□□□トンネル照明設備工事(電気工事)	

重複

この例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

＜ 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 ＞

となります。

注：電気工事施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

電気工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 日本国外の学歴・実務経験について

(1)「国外における学歴を有する者」の受検申請

国外の最終学歴		該当する受検資格
国外の大学等を修了し学士の学位に相当する学位を授与された者	→	大学卒業 【実務経験4年6ヶ月以上】
国外の正規の学校教育における12年の課程を修了 ^(※) した者	→	高校卒業 【実務経験11年6ヶ月以上】

※ご自分の学歴がこれに該当するか不明な場合は、事前に大使館に確認したうえで受検申請を行ってください。

学歴に関して必要となる書類は、次の3点です。

- ①卒業証明書(学校が発行したもの)
- ②卒業証明書の和訳
- ③提出書類に関する誓約書(次のURLよりダウンロードしてください)

国外大学の誓約書：<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-d.pdf>

国外高等学校の誓約書：<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-k.pdf>

これらの書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください。

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

※「国外の学歴＋指定学科の実務経験年数」で受検申請する場合

国外の学歴について、指定学科に相当するものとして受検申請する場合には、特別な手続き〈大臣認定申請〉が必要となります。

〈大臣認定の申請条件：次の二つの条件に該当することが必要〉

- ・指定学科(P4参照)に相当する学科を卒業
- ・以下にあげる実務経験年数をすでに有している
 - 大学の指定学科に相当するとき：3年以上～4年6ヶ月未満
 - 高校の指定学科に相当するとき：10年以上～11年6ヶ月未満

〈大臣認定の申請に必要な書類〉

- ①技術検定受検資格認定申請書(国外学歴)〔様式1〕
- ②卒業証明書の原本(和訳及び和訳の公証手続きが必要)※コピー不可
- ③成績証明書の原本(和訳及び和訳の公証手続きが必要)※コピー不可
- ④成績証明書〔様式2〕
- ⑤履歴書〔様式3〕
- ⑥身分証明書 ・日本国籍の場合：運転免許証のコピー、住民票等
・外国籍の場合：在留カードのコピー

これらの書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください(本財団から国土交通省へ提出いたします)。申請に必要な書類の詳細は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.fcip-shiken.jp/about/kokugai-shitei.html>

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

上記「国外の学歴」に関する受検申請を行う際には、

(一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL 03-5473-1581

へ必ず事前のご連絡をお願いします。

(2) 国外の実務経験

実務経験は、日本国内の電気工事と建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での電気工事が受検資格を満たすものとされています。これに該当しない**国外の実務経験は、国土交通省へ必要書類を添えて大臣認定の申請を行っていただき、認定書を受けることが必要となります。**

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申込に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください(受検申請書類に同封することはできません)。申請に必要な書類の詳細は、国土交通省ホームページにてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

～「国土交通省 技術検定制度」で検索してください～

国土交通省では、申請に基づき審査が行われます。審査結果によっては、受検資格を認められないケースもあります。

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

大臣認定につきましては、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線24-744)

へお問い合わせください。

4. 実務経験証明書の作成について

新規受検申込者は、受検資格証明にあたって、P19～21の記入例に従い、**A** 票と **B** 票を作成してください。特に **B** 票は、受検資格を満たす実務経験を有することを、勤務先の代表者が証明するための最も重要な書類です。

実務経験証明書の証明欄、実務経験、指導監督の実務経験、実務経験証明にあたってのチェックリストを適正に作成し、よく確認のうえ、正しい内容にて証明する必要があります。

B 票実務経験証明書において、適正な受検資格が認められない場合は受検できません。

誤記入防止のため、鉛筆で下書きを行ってから黒色ボールペンで清書することをお勧めします。消せるボールペンは使用しないでください。

実務経験の証明が必要な受検資格(受検資格の区分イ～ロ、二)の方が、実務経験証明書の **B-2**、**B-3** を無記載の受検申請書を提出した場合は、受検申請を無効とします。

(1) **B-2** 電気工事施工管理に関する実務経験欄の作成

P20～21記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ① 勤務先ごとに記入してください。転職等による勤務先変更、部署や従事した立場が変わった場合は改行してください。(現場ごとに改行する必要はありません)
- ② ①で記入した勤務先の在職期間を記入してください。
- ③ ②で記入した在職期間の内、受検種目に関するご自身の実務経験の内容及び実務経験年数の合計を記入してください。※**注1,2参照**(今までの全ての実務経験を記入する必要はありません。受検資格を満たす年数が記載してあれば結構です。)

①		②	
B-2	勤務先名称・所在地	所属部署(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験
	名称	所在地	在職期間中の受検種目に関する実務経験
電			在職期間中の受検種目に関する実務経験 主な工事種別・工事内容 注1 経験の内容 従事した立場 注2
			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数 (年 月～ 年 月) (年 月) S R H 年 月 S R H 年 月 年 月

③

- 注1** P6[表Ⅰ]からご自身の実務経験に該当する主な工事種別・工事内容を選び記入してください。
- 注2** **注1**でおこなった工事で従事した立場をP6[表Ⅱ]の中から選び記入してください。

(2) **B-3** 指導監督の実務経験の内容の作成

P20～21記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ① 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- ② 受検資格を満たすためには、**B-2** の実務経験年数に1年以上の指導監督の実務経験が含まれていることが必要です。**B-2** から指導監督の実務経験を現場ごとに抜き出して **B-3** を作成してください。
- ③ 工事種別・工事内容はP6の[表Ⅰ]から該当するものを選んでください。
- ④ 『あなたが担当した業務の内容』欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

(3) **B** 票裏面:実務経験証明にあたってのチェックリストの作成

受検申請者と実務経験の証明者は、**B** 票の **B-2**、**B-3** 作成後、**B** 票裏面にある「実務経験証明にあたってのチェックリスト」により、記載内容の確認を行ってください。すべてのチェック項目について間違いなく正しく記載してあることを確認し、確認済みの✓印を付してください。

なお、『証明者チェック』は、証明者ご自身または証明者の代理たる立場の方が行ってください。証明者の代理たる立場とは、受検申請者に対する人事権を有する立場に限ります。

『証明者チェック』を行った方は、チェックリストの下にある記入欄へ、所属部署名、役職名、氏名、連絡先電話番号を記入してください。証明者自身が行った場合、証明者の代理たる立場の方が行った場合とも記入が必要です。

(4) B-1 実務経験証明書の証明欄について

①証明について

B-2 ～ B-3 を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先の代表者に証明いただくものです。証明がない場合は、受検できません。

実務経験の証明者の方は、受検申込者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目との重複が無いか等、B 票裏面にある実務経験証明にあたってのチェックリストにより記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、B-1 証明者欄に

- ・会社または事業所名
- ・所在地
- ・役職名
- ・氏名

を記載してください。

試験実施機関ならびに国土交通省は、B-2 および B-3 に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実と相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者(またはその代理たる立場の方)に対して内容を照会させていただく場合があります。

注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なっていることが判明した場合は、受検申請者に対して、建設業法の規定に基づく合格取り消しや一定期間の受検禁止などの処分が行われることがあります。

また、事実と異なる実務経験の証明を行ったり、本来は受検資格を満たしていない合格者を技術者として配置した場合等は、会社に対して、建設業法の規定に基づく処分が行われることがあります。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

②証明者について

- ・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長)も認められます。派遣会社に所属している方は派遣元、出向中の方は出向元からの証明が必要です。

- ・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

- ・受検申請者自身が代表者(経営者)である場合(以下に記載の確認書類の提出が必要です)

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者の関係欄には「本人」と記入してください。受検申請者自身が代表者であることの確認資料として、名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)、または「確定申告書B」(屋号または事業収入の確認ができる書類)のコピーを添付してください。

注1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。

注2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

注3 令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

注4 事業初年度で上記書類が用意できない場合は法人設立届出書(写し)または個人事業の開業届(写し)をご提出ください。

5. 夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)または通信制の学校卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)または通信制の学校在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例：夜間大学の方は高等学校、夜間高校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

6. 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について

(1) 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」とは

主任技術者の要件を満たした後^{※1}、専任の監理技術者又は特例監理技術者(以下、専任の監理技術者等)の配置が必要な電気工事に配置され、専任の監理技術者等の指導を受けた2年以上の実務経験を指します。該当する場合は、P2の受検資格のうち(注2)印のついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。

「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」は、下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った工事である。(下請負人として実施した工事は該当しません)
- 専任の監理技術者^{※2}又は特例監理技術者^{※3}の配置が必要な工事である。
- 受検者と指導を行った専任の監理技術者等は、同一会社に所属している。

※1 ここでいう主任技術者の要件は次のいずれかです。

- ・高等学校、専門学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験
- ・2級電気工事施工管理技士を取得

※2 専任の監理技術者

- ・監理技術者…発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が下表①の金額以上となる工事の場合は、監理技術者を配置しなければなりません。
- ・専任とは……工事一件の請負金額が下表②の金額以上のもので、①国、地方自治体等が発注する公共的工作物の電気工事、②電気事業用施設、③学校、デパート等のように多数の人が利用する施設の電気工事には、専任(他の工事現場との兼務は不可)で配置しなければなりません。

※3 特例監理技術者

上記の専任の監理技術者について、主任技術者要件を満たす1級電気工事施工管理技士補を監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置する場合には、二つまでの工事現場の監理技術者を兼務できるとされています。このときの監理技術者を特例監理技術者と称します。

注意事項

表① 監理技術者の配置が必要となる下請契約の総額の下限

	H28.5.31 以前	H28.6.1 ～ R4.12.31	R5.1.1 以降
建築一式工事	4,500万円	6,000万円	7,000万円
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円	4,500万円

表② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負代金の下限

	H28.5.31 以前	H28.6.1 ～ R4.12.31	R5.1.1 以降
建築一式工事	5,000万円	7,000万円	8,000万円
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円	4,000万円

(2) 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」の証明書類

(1)の要件を満たし、実務経験の短縮を受けるには「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」を提出していただく必要があります。用紙は、本財団ホームページより入手してください。

注 申込後の加筆訂正、再提出は一切できません。不備・不足がある場合は、受検できません。

注 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚した場合は、告発を含め厳正に対処します。

7.「専任の主任技術者」の資格要件について

(1)「専任の主任技術者」の資格要件について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請・下請に関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該建設工事現場に配置されなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

《公共性のある工作物に関する重要な工事とは》

工事一件の請負金額がP13表②の金額以上のもので、①国、地方公共団体等が発注する公共的工作物の電気工事、②電気事業用施設、③学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の電気工事をいい、**個人住宅を除いて**ほとんどの電気工事が対象となります。

《主任技術者になるための資格要件》

一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一で、次のいずれかに該当する者。

- イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、
 - ・高等学校、専門学校専門課程卒業後 実務経験を5年以上有する者
 - ・大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後 実務経験を3年以上有する者
- ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有する者
- ハ. 国土交通大臣が、イ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者（1・2級国家資格者等）

注 専門学校「専門課程」、「高度専門士」、「専門士」の学歴が主任技術者の資格要件として認められるようになったのは、平成28年4月1日からです。

(2)「専任の主任技術者」の証明書類【証明書類に偽造(形跡を含む)や不足があると受検できません】

主任技術者になるための資格要件を満たし、それ以後に専任の主任技術者としての実務経験が1年(365日)以上ある方は、P2の表中(注3)印がついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。この資格要件で受検する方は、**下表の1～5全ての書類が必要です。**

1. 専任の主任技術者 実務経験証明書	用紙は(www.fcip-shiken.jp)から入手、あるいは試験研修本部(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。
2. 工事請負契約書(写)	専任の主任技術者として従事した建設工事の契約書の写しで、発注者・受注者氏名印があり、工事の名称、場所、工期、請負代金額等が明示されているもの。
3. 施工体系図(写)	専任の主任技術者として従事したことが確認できるもので、施主から直接工事を請け負った元請の建設会社が作成したもので、工事に携わる全ての業者を記載したもの。 (第1次下請以下が作成したものは不可)
4. 現場代理人主任技術者 選任届等(写)	「受注工事カルテ受領書(コリンズ工事カルテ)」、または「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)」等を代用することもできます。(主任技術者として従事したことが確認できる書類に限る。) なお、現場代理人のみでは主任技術者として認められません。(主任技術者と兼任している場合は認められます。)
5. 建設業許可通知書(写)	所属する建設会社の建設業許可通知書の写しを提出してください。

注 これらの書類(1～5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受検できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

○主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額がP13表①の金額以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

○工事一件の請負金額がP13表②の金額未満の工事

○個人住宅に関する工事

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。

8. 再受検申込について

再受検申込では、提出書類の一部省略が可能です。下記に挙げる『再受検申込の対象』に該当する方は、書面申込かインターネット申込のどちらかで手続きを行ってください

再受検申込はインターネット申込が便利です
www.fcip-shiken.jp

(1) 再受検申込の対象

平成15年度以降に下記申込実績のある方が対象となります。申込内容により次のとおり再受検申込が可能です。

①	1級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込者(P2の区分イ・ロ・ハ・ニのいずれかに該当)で、第一次検定を不合格または欠席【令和2年度までは学科・実地試験】	→	第一次・第二次検定へ再受検申込が可能
②	1級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込者(P2の区分イ・ロ・ハ・ニのいずれかに該当)で第一次検定のみ合格者(技士補)	→	第二次検定へ再受検申込が可能
③	1級電気工事施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込者(P2の区分ホに該当) ^{※1}	→	第一次検定のみへ再受検申込が可能
④	技術士第二次試験合格者 ^{※2} で、1級電気工事施工管理技術検定の第二次検定のみ受検申込者【令和2年度までは実地試験】	→	第二次検定のみへ再受検申込が可能

(※1) 上記③の1級電気工事施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込者(P2の区分ホに該当)が第一次検定に合格(技士補)した場合、第二次検定の申込は、再受検ではなく新規受検申込を行っていただく必要があります。

(※2) 技術士法による技術士第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)のいずれかの合格者

(※3) 建設業法の規定に基づく受検禁止の措置を受けた場合、受検禁止期間満了後の初めての申込は新規受検申込となります。

注 再受検申込の適用対象とならない申込実績

1級電気工事施工管理技術検定の再受検申込とならない申込実績は次のとおりです。

- ・2級電気工事施工管理技術検定への申込
- ・他の種目(土木、建築、管工事、造園、電気通信、建設機械)への申込
- ・平成15年度において前年度学科合格者の資格で実地試験申込

(2)再受検申込の提出書類

提出書類	注意事項等
受検申請書(A 票)	記入例P22を参照して作成してください。なお、実務経験証明書(B 票)への記入は不要です。
証明写真	P18、10(1)「証明写真」の項目と記入例P22を参照のうえ A 票に証明写真を貼付してください。パスポート用写真としての規格を満たすものをご用意ください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受検手数料を払込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を貼付欄に全面のり付けしてください。
平成15年度以降の受検票等	受検票等を受検票等貼付欄に、氏名・受検番号・年度がわかるように全面のり付けしてください。 前ページの(1)の①:第一次検定受検票、不合格通知のいずれか (学科試験又は実地試験の受検票、不合格通知) ②:第二次検定受検票、不合格通知のいずれか (第一次検定合格通知書) ③:第一次検定受検票、不合格通知のいずれか ④:第二次検定受検票、不合格通知のいずれか (実地試験受検票、不合格通知)

●注1 前回受検時以降に氏名を変更した方は、戸籍抄本を追加でご提出ください(変更届提出済みの場合は必要ありません)。

●注2 平成15年度以降の受検票等を紛失しているときは、受検申請書裏面の「受検証明書の発行を希望します」に○を付し、発行手数料(切手300円分)を同封して受検申込の締め切り日までに受検申込してください(インターネット申込の場合は、受検証明書の申請は不要です)。切手300円分は受検申請書にクリップ止めしてください。

9. 新規受検申込者が必要な提出書類

(1)住民票(受検資格に関わらず全員、提出が必要)

- 住民票コード(11桁の数字)を正確に記入すれば、住民票の提出は不要です。マイナンバーは使えません。
住民票コードについて不明な点は、各市区町村にお問い合わせください。
- 住民票の記載事項に変更がなければ発行年月日は問いません。
- コピーは不可。
- 外国籍の方は、国籍の記載のある住民票を提出してください。住民票コードは、国籍を確認できないため使えません。
- マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。

(2)卒業証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 卒業証明書の発行日は問いません。
- 指定学科の表中で「(※履修条件有り)」が付記されている場合、当該指定学科卒の認定を受けるには、卒業証明書の他に成績証明書または履修証明書も併せて提出してください。
- 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- 大学から飛び入学により大学院へ進学した方
以下にあげる①、②のいずれかの書類を添付してください。
①大学が発行する「飛び入学であることの証明書」
②「大学の退学証明書」と「大学院の入学証明書」

なお、大学在籍時の学部学科が履修条件有りの指定学科であるとき、又は、指定学科であって、上記①②の書類に学部学科の記載が無いときは、「大学の成績証明書」も必要となります(指定学科については、P4を参照してください)。

- 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された方

学位授与証明書を添付してください。

専攻の区分が機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学のいずれかのときは、大学指定学科卒業として取り扱います。専攻の区分が記載されている学位授与証明書を添付してください(学位授与証明書に専攻の区分が記載されていない場合は、大学の指定学科以外卒業として取り扱います)。

- 指定学科の【表3】に記載されている「5年制高等専門学校(専攻科)」修了の方は、高等専門学校の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方の提出が必要となります。

- 専門学校の高度専門士、専門士の場合は卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。

※高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)

※卒業証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

(3) 資格証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 受検資格の区分「ロ」の方は、「電気主任技術者免状(写)」の提出が必要です。

- 受検資格の区分「ハ」の方は、「第一種電気工事士免状(写)」の提出が必要です。(**B** 票作成不要)

(以下の書類は不可)

- ・ 第一種電気工事士試験合格証書
- ・ 第一種電気工事士講習修了証
- ・ 高圧電気工事技術者試験合格証書

- 受検資格の区分「ニ」と「ホ」の方は、「2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー)」(技士の合格証明書)の提出が必要です。

※資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

10. 申込者全員が提出する書類

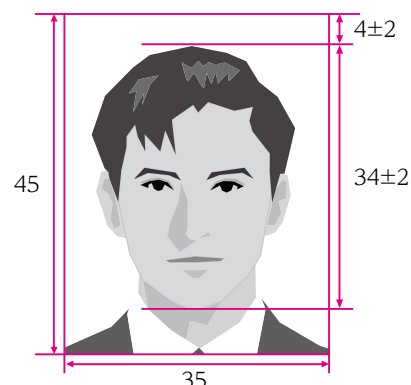
(1) 証明写真(パスポート用) (A 票に貼付)

申込時に提出した写真が技術検定合格証明書に印刷されますので本人確認のしやすい鮮明な写真を提出してください。あとから写真を変えることはできません。

1. パスポートサイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
2. 顔の寸法は頭頂からあごまで3.4cm
3. 無背景、脱帽、アクセサリー等は外した状態
4. 6ヶ月以内に撮影した、カラー・フチなし
5. 写真店等で撮影した、明るさやコントラストが適切で鮮明な証明写真
[自前のデジタルカメラ撮影やスナップ写真は一切不可。フラッシュ等の影や眼鏡の反射に注意]

※当方にて支障ありと判定した場合、規定の証明写真を再提出していただくか、受検できない場合があります。

【顔写真のおおよその目安】(単位:mm)



(2) 振替払込受付証明書(第一次検定受検手数料)

13,200 円 (消費税非課税)

- 受検手数料のお支払いは指定の振替払込用紙を使用し、受検申込者名で個人別に郵便局で払い込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を所定欄に全面のりづけしてください。郵便局の「日附印」が無いもの及びコピーは無効です。

郵便局の営業時間は、各店舗および取扱内容等により異なりますので、ご確認のうえ手続きしてください。

- 振替払込請求書兼受領証は受検申込者本人が保管してください。
- A T M(現金自動預払機)を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、控えとして必ずコピーをとり、ご利用明細票の原本を貼付してください。
- 受検手数料は、原則として返金いたしません。受検資格のない方と試験日の1ヶ月前までに辞退届(振替払込請求書兼受領証を添付)を提出した方については、手数料等を差し引いた金額を返還します。ただし、虚偽申請を行った方には、いかなる理由があっても返金いたしません。

11. 申込受付期間・申込書提出先

(1) 受付期間 令和5年1月27日(金)～2月10日(金) (消印有効)

(2) 提出先 一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL 03 (5473) 1581

12. 申込上の注意

- (1) 申込書類一式を一括して指定の申込用封筒に入れ「簡易書留郵便」で郵送してください。締切日の消印有効です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。
- (2) 申込書類の直接持参ならびに二人以上の同封郵送はお断りします。
- (3) 申込書類に不備があった場合には受検できませんので、必ず受検申込者自身が記入・確認のうえ郵送してください。申込書類の記載等に虚偽がある場合は、受検もしくは合格を取り消します。
- (4) 申込添付書類等を入れ忘れた場合は、別便で送付しないで本財団にお問合せください。
- (5) 提出書類は返却いたしません。

- 20 -

「B-1」には証明者の記入、「B-2・B-3」には本検定の受検資格に認められる適正な実務経験内容、及び必要な実務経験年数を記載してください。

- 21 -

指導監督の実務経験として記載された工事の詳細内容については、施工体制台帳や施工体系図、工事請負契約書等の写しを提出していただき、工事内容について改めて確認させて頂く場合があります。

(2) 受検票等貼付欄について

平成15年度以降の1級の受検票または不合格通知書をB票上部裏面の貼付欄に全面のりづけしてください。

裏面

過去の受検票等がある場合

再受検申込の方は、②欄に過去の受検票等を貼付してください。

- 再受検申込については、受検の手引P15を参照してください。
- 下記①欄で該当する「再受検区分」の番号に○印を付してください。
- ②欄に貼り付ける受検票等は、平成15年度以降の申込実績によって次のとおりとなります。

平成15年度以降の申込実績	再受検区分	②欄に貼付するもの
1級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込(受検の手引P2の区分イ・ロ・ハ・ニいずれかに該当)で、第一次検定を不合格または欠席【P2年度までは学科・実地試験】	第一次・第二次検定	第一次検定受検票、不合格通知のいずれか(学科試験又は実地試験の受検票、不合格通知も可)
1級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込(受検の手引P2の区分イ・ロ・ハ・ニいずれかに該当)で第一次検定のみ合格者(技士補)	第二次検定のみ	第二次検定受検票、不合格通知のいずれか(第一次検定合格通知書も可)
1級電気工事施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込(受検の手引P2の区分イ・ロ・ハ・ニいずれかに該当)	第一次検定のみ	第一次検定受検票、不合格通知のいずれか(第一次検定合格通知書も可)
技術士第二次試験合格者で、1級電気工事施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込【P2年度までは実地試験】	第二次検定のみ	第二次検定受検票、不合格通知のいずれか(実地試験受検票、不合格通知も可)

① 再受検区分

1	2	3
第二次・第二次検定を再受検	第一次検定のみを再受検	第一次検定のみを再受検

② 受検票等貼付欄
(再受検申込者専用)

平成15年度以降の「受検票」「不合格通知」いずれかの原本を、「氏名」、「受検番号」が見えるように全面のり付けしてください。

※1 過去受検時の受検票等と現在の氏名が異なる方は、戸籍抄本(写し不可)を同封してください。

※2 再受検申込とは、平成15年度以降に本検定の新規申込を行った方が、次年度以降に同一の検定種目(1級電気)を再度申込する際、添付書類【実務経験証明書、住民票、卒業証明書、資格証明書(写)等】を省略できる申込方法です。(受検手数料の振替払込受付証明書と顔写真は必要です。)

該当する区分に○印

受検票等は、氏名・受検番号・年度がわかるように貼り付けてください。

学科 平成30年度
1級電気工事施工管理技術検定試験
学科試験 受検票

受検者氏名			
生年月日			
試験地	受検番号		
試験会場(詳細は、右側の会場案内のとおり。)			
試験日時			
※実地試験に合格された後、技術検定合格証明書に左の顔写真が印刷されます。			

【試験中は、このページを切り取り机の上に置いてください】

裏面

平成15年度以降の受検票等を紛失した場合は、裏面の「受検証明書の発行を希望します」に○印を付し、300円分の切手をクリップでとめてください。

裏面に平成15年度以降の受検票等を貼付できる場合は、記入不要です。

過去の受検票等がない場合

受検票等を紛失した場合は、下記の項目に○印を付していただき、受検証明書発行手数料として切手300円分を受検申請書にクリップで留めてください。

受検証明書の発行を希望します

■受検証明書の発行を希望した方は、当方にて受検証明書を作成し②欄に貼付して申込処理を進めますのでご了承ください。

15. 第一次検定受検票送付

第一次検定受検票は、令和5年5月22日(月)に本財団から発送いたします。

- 注1 5月29日(月)を過ぎても届かない場合は、6月2日(金)までに本財団にご連絡ください。試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- 注2 受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。
- 注3 受検票は、試験終了後も大切に保管してください。
- 注4 受検地の変更の場合は、P31を参照して、最終ページの申請書により手続きをしてください。(受検地変更届は試験日の10日前(必着)までに、提出してください。)なお、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。第一次検定の際に受検地変更し、第二次検定においても受検地変更したい場合は、再度変更手続きが必要となります。
- 注5 受検票の発送日は、事情により前後することがあります。

16. 第一次検定の日時・試験地・試験の内容

(1) 試験日 令和5年6月11日(日)

(2) 試験の時間割

入室時刻	9:45まで
試験問題配付説明	10:00 ~ 10:15
午前の試験時間	10:15 ~ 12:45
昼休み	12:45 ~ 14:00
試験問題配付説明	14:00 ~ 14:15
午後の試験時間	14:15 ~ 16:15

- 注1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きをおこなってください。9:15より受け付けます。
- 注2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。
- 注3 午前の試験だけ、あるいは午後の試験だけを受検することはできません。
- 注4 大規模災害等により試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。(情報は逐次ホームページでお知らせします。)

(3) 試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

○会場確保の都合上、やむを得ず近隣の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

○試験会場は、受検票でお知らせします。

(4) 試験の内容

建設業法施行令において「電気工事施工管理技術検定」の対象となる技術は、「電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」です。

あわせて、検定問題の作題にあたっては、施工技術検定規則で検定科目及び検定基準が定められており、この基準に合致した、近年の社会状況、技術動向等を順次反映した検定問題となっています。

・解答は、マークシート方式です。

・施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は、次のとおりです。なお、法令等は令和5年1月1日に有効なものとしします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
第一次検定	電気工学等	1 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気工学、電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。	知 識	四肢択一
		2 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等に関する一般的な知識を有すること。		
		3 電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。		
	施工管理法	1 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。	知 識	四肢択一
		2 監理技術者補佐として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	能 力	五肢択一
	法 規	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	知 識	四肢択一

※試験問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

17. 第一次検定受検の心得と注意

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。

試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル(第一次検定の解答は、マークシート方式です。)
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)
※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等がありますので、腕時計を持参することをお勧めします。
- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等
※補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P31『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ① 試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ② 試験室内では携帯電話・通信機能付腕時計等の電子機器・通信機器の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③ 試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。飲食することも禁止です。
- ④ 試験会場内では、係員の指示に従ってください。
- ⑤ 試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥ 喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。
- ⑦ 自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。)
駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧ 受検票や座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。また、不正行為を発見した場合は、厳正に対処します。
- ⑨ 不正行為を行った者及び係員の指示に従わない者に対しては、受検を中止し退場を命じます。
- ⑩ 問題用紙は、午前・午後のそれぞれの試験終了時まで在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑪ 温度調整のきく服装でご来場ください。

18. 第一次検定の合格発表

合格発表日 令和5年7月14日(金)

合格発表日に、本財団から本人宛に合否の通知を発送します(欠席の場合は通知はありません)。本財団ホームページでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。本財団では、全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

- 注1 7月21日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団にご連絡ください。未着時の合否通知の再発行対応可能な期間は合格発表日から1ヶ月間です。
- 注2 第一次検定合格者の第二次検定への受検については、P26の表中④を参照してください。
- 注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請について

令和3年度以降の第一次検定合格者は、国土交通省へ交付申請を行うことによって、国土交通大臣より『1級技術検定(第一次検定)合格証明書』(技士補の証明書)が交付されます。交付申請の詳細については、第一次検定合格通知書にてご確認ください。

Ⅱ. 1 級電気工事施工管理技術検定 第二次検定

1. 第二次検定の受検資格と申込方法等

注 下表①～③の申込受付期間は、令和5年1月27日(金)～2月10日(金)消印有効です。

	資格	第二次検定の受検資格、申込方法・書類等
①	技術士法による技術士第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)のいずれかの合格者	・ P2の区分イ～ニのいずれかの受検資格を満たしていれば、受検申込が可能です(新規受検申込)。 ・ 申込書類には、P3「新規受検申込者の提出書類」と次のいずれかのコピーが必要となります。 技術士合格証、登録証 ※第一種電気工事士免状のコピーを添付する場合を除き、B 票実務経験証明書の作成が必要です(B 票が無記載の場合は受検できません)。
②	令和3年度以降の1級電気工事施工管理技術検定 <u>第一次検定合格者</u> のうち、 P2の区分イ～ニのいずれかの受検資格で受検した者	・ 受検申込は、再受検申込となります(P15参照)。
③	令和3年度以降の1級電気工事施工管理技術検定 <u>第一次検定合格者</u> のうち、 P2の区分ホの受検資格で受検した者【第一次検定のみ受検の合格者】	・ P2の区分イ～ニのいずれかの受検資格を満たしていれば、受検申込が可能です(新規受検申込)。 ・ 申込書類には、P3の「新規受検申込者の提出書類」と次のいずれかのコピーが必要となります。 1 級電気工事施工管理技術検定「第一次検定」の 合格証明書 又は 合格通知書 ※第一種電気工事士免状のコピーを添付する場合を除き、B 票実務経験証明書の作成が必要です(B 票が無記載の場合は受検できません)。
④	今年度の1級電気工事施工管理技術検定 <u>第一次検定合格者</u> のうち、 P2の区分イ～ニのいずれかの受検資格で受検した者	・ 第二次検定受検手数料の支払いにより手続きが完了します。 ・ 支払い期間は、第一次検定合格発表日から2週間です。 ・ 支払い方法は、次の2つから選択してください。 (1) 第一次検定合格通知書とともに送付される「コンビニ払込用紙」を使用して払込み (2) 本財団ホームページでクレジットカード決済

2. 申込上の注意

- (1) 申込書類一式を一括して指定の申込用封筒に入れ「簡易書留郵便」で郵送してください。締切日の消印有効です。それ以後はいかなる理由があっても受け付けません。
- (2) 申込書類の直接持参ならびに二人以上の同封郵送はお断りします。
- (3) 申込書類に不備があった場合には受検できませんので、必ず受検申込者自身が記入・確認のうえ郵送してください。申込書類の記載等に虚偽がある場合は、受検もしくは合格を取り消します。
- (4) 申込添付書類等を入れ忘れた場合は、別便で送付しないで本財団にお問合せください。
- (5) 提出書類は返却いたしません。

3. 第二次検定受検手数料

13,200 円（消費税非課税）

※前ページ「受検資格区分①～③」の支払い方法等は第一次検定と同様ですので P18 を参照してください。

4. 第二次検定受検票送付

第二次検定受検票は、令和5年9月25日(月)に本財団から発送いたします。

- 注1 10月2日(月)を過ぎても届かない場合は、10月6日(金)までに本財団にご連絡ください。
試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- 注2 受検票を受け取ったら、試験日時、試験会場及び受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
紛失した場合は、事前に本財団までご連絡ください。再発行してお送りします。
- 注3 受検票は、試験終了後も大切に保管してください。
- 注4 受検地の変更の場合は、P31を参照して、最終ページの申請書により手続きをしてください。
(第一次検定の際に受検地変更し、第二次検定においても受検地変更したい場合は、再度変更手続きが必要となります。)
なお、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。
- 注5 受検票の発送日は、事情により前後することがあります。

5. 第二次検定の日時・試験地・試験の内容

(1) 試験日 **令和5年10月15日(日)**

(2) 試験の時間割

入室時刻	12:30まで
試験問題配付説明	12:45 ～ 13:00
試験時間	13:00 ～ 16:00

- 注1 受検票等忘失者は会場受付にて再発行手続きをおこなってください。12:00より受け付けます。
- 注2 入室時刻までに自分の座席に着席してください。
- 注3 大規模災害等により試験を中止、または試験時間の繰り下げ等を行う場合があります。
(情報は逐次ホームページでお知らせします。)

(3) 試験地

札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

- 第一次検定を受検した方の第二次検定の試験地は、第一次検定と同じ試験地になります。
(試験会場は第一次検定と同じとは限りません。第二次検定受検票で確認してください。)
- 第一次検定で受検地変更した方は、第一次検定申込時の試験地に戻ります。
第二次検定の受検地も変更する場合は、改めて「受検地変更届」を試験日の10日前(必着)までに提出してください。変更届出用紙は、最終ページをコピーして使用してください。
- 会場確保の都合上、やむを得ず近隣の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。
- 試験会場は、受検票でお知らせします。

(4) 試験の内容

- ① 第二次検定は、施工管理法について筆記試験を行います。
- ② 施工技術検定規則に定める検定科目及び検定基準、これに対応する解答形式は、次のとおりです。なお、法令等は令和5年1月1日に有効なものとしします。

検定区分	検定科目	検定基準	知識・能力の別	解答形式
第二次検定	施工管理法	1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	知 識	五肢択一 (マークシート方式)
		2 監理技術者として、設計図書で要求される発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等(以下、「電気設備」という。)の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。	能 力	記 述

※試験問題の文中に使用される漢字には、ふりがなが付記されます。

6. 第二次検定受検の心得と注意

受検に必要なものをよく確認してください。

事前に交通機関、経路、所要時間等確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。
試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。

(1) 試験当日の持ち物

《必須なもの》

- ① 受検票
- ② HBで黒の鉛筆またはシャープペンシル
- ③ 消しゴム

《任意なもの》

- ① 腕時計(机の上に置いてよい時計は、時計以外の機能の付いていない腕時計のみ)
※試験会場によっては、室内に時計が設置されていない場合や設置されている時計が不正確な場合等がありますので、腕時計を持参することをお勧めします。
- ② 弁当(日曜日のため、試験会場周辺のレストラン等は休業している場合があります。)
- ③ 眼鏡等
※補聴器や拡大鏡(眼鏡型ルーペは除く)等を使用する場合には、あらかじめ「受検時特別対応申請書」の提出が必要となります。(P31『身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について』を参照)

(2) 試験会場における注意

- ①試験当日は入室時刻までに来場し、受検票の受検番号によって指定された席につき、受検票を机の上に置いてください。(受検票を忘失した方は、必ず受付で手続きをしてください。なお、手続きの際には、写真の貼付してある身分証明書(運転免許証等)を提示してください。)
- ②試験室内では携帯電話・通信機能付腕時計等の電子機器・通信機器の使用を禁止します。時計代わりとして使用することも禁止です。電源を切っておいてください。
- ③試験中、机の上に置いてよいものは、受検票、筆記具、腕時計のみです。これ以外のもの(筆箱、飲み物など)は、机の上に置かないでください。飲食することも禁止です。
- ④試験会場内では、係員の指示に従ってください。
- ⑤試験開始後1時間以内及び試験終了前10分間は、退室できません。
- ⑥喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。
- ⑦自動車・バイク等での来場はお断りします。(試験会場及びその付近には駐車・駐輪できません。) 駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は、再入室できません。
- ⑧受検票や座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。また、不正行為を発見した場合は、厳正に対処します。
- ⑨不正行為を行った者及び係員の指示に従わない者に対しては、受検を中止し退場を命じます。
- ⑩問題用紙は、試験終了時まで在席した者に限り希望者は持ち帰ることができます。
- ⑪温度調整のきく服装でご来場ください。

7. 第二次検定の合格発表

合格発表日 令和6年2月2日(金)

合格発表日に、本財団から本人宛に合否の通知を発送します(欠席の場合は通知はありません)。本財団ホームページでは、合格発表日の午前9時から2週間、合格者の受検番号を掲載します。本財団では、全地区の合格者の受検番号を閲覧することもできます。

- 注1 2月9日(金)を過ぎても合否通知が届かない場合は、速やかに本財団にご連絡ください。未着時の合否通知の再発行対応可能な期間は合格発表日から1ヶ月間です。
- 注2 第二次検定の正答内容について、一部業者(ゼミ屋等)が模範解答を配布したり、採点結果と称して、得点結果を通知しているところがありますが、これらは、本財団とは全く関係ありません。
- 注3 試験結果・合否内容等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

合格証明書の交付申請について

第二次検定合格者は、国土交通省へ交付申請を行うことによって、国土交通大臣より『1級技術検定(第二次検定)合格証明書』(技士の証明書)が交付されます。交付申請の詳細については、第二次検定合格通知書にてご確認ください。

不正行為に対する受検禁止の措置

建設業法施行令の規定に基づき、不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

試験問題等の公表

本財団では、試験問題と正答肢番号の公表を以下のとおり行います。

公表期間：試験日の翌日午前9時から1年間

公表方法：本財団ホームページに掲載

公表範囲：第一次検定は試験問題と正答肢番号

第二次検定は試験問題と解答形式がマークシートとなっている設問の正答肢番号

なお、解答形式が記述の設問は正答を公表いたしません。

合格基準について

第一次検定及び第二次検定の別に応じて、次の基準以上の者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- | | |
|---------------|----------|
| ・第一次検定（全体） | 得点が60%以上 |
| （施工管理法(応用能力)） | 得点が50%以上 |
| ・第二次検定 | 得点が60%以上 |

技術検定試験の個人の成績の通知について

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知します。成績の通知は、第一次検定及び第二次検定の別に応じて以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

第一次検定

- ・全体の得点が合格基準未満の場合

『 〇〇問 正解 』

- ・全体の得点が合格基準以上で、かつ施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満の場合

『 〇〇問 正解

(施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満のため不合格) 』

第二次検定

【評定】 A:合格基準以上

B:得点が40%以上合格基準未満

C:得点が40%未満

※通知した成績に関する問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

住所・氏名・本籍・受検地の変更(訂正)手続き

申込書を送付後、書類送付先住所、氏名、本籍、受検地の変更がある場合は、最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」をコピーして必要事項をご記入のうえ、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597) で本財団に送付してください。

(FAXの場合は、必ず本財団に着信の確認をしてください。TEL:03-5473-1581)

※お電話の際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

注1 氏名変更の場合

変更届に戸籍抄本を添付し簡易書留郵便で送付してください。

注2 住所変更をする場合

書類送付先として設定してある住所を変更したい時のみ必要です。(勤務先等を書類送付先に行っている場合で、自宅を転居した時等は届出不要)

注3 受検地を変更する場合

受検地変更届を試験日の10日前(必着)までに、簡易書留郵便またはFAX (03-5473-4597) で申請してください。変更を認めた方には「受検地変更許可書」を送付しますので、指定された会場で受検してください。

なお、試験日の5日前までに受検地変更許可書が届かない場合は、速やかに本財団までご連絡ください。連絡がない場合は、欠席扱いとなりますので、ご注意ください。受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。

注4 第一次検定で受検地変更をした方の第二次検定の受検地は、第一次検定申込時の試験地に戻ります。第二次検定の受検地も変更する場合は、改めて「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」を提出してください。

身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について

身障者等の方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、事前に手続きが必要です。

(1) 申込に際しての前提条件

身障者等の方で、本検定を受検しようとする場合は、次にあげる3つの条件を満たしていることが必要となります。

- ① 本検定の受検資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士としての業務を遂行できること
- ③ 受検者単独で受検できること

(2) 手続き方法について

受検申請書の発送前に、一般財団法人建設業振興基金試験研修本部(TEL03-5473-1581) までお電話いただき、障害・けが等の内容(症状・程度)等をお聞かせください。

また、当方より「受検時特別対応申請書」用紙をお送りいたしますので、

- ・受検申込に必要な書類(P3参照)
- ・受検時特別対応申請書
- ・障害者手帳のコピー

を一括して申込締切日までに本財団へお送りください。

受検可能な場合には、受検票とともに対応についての書類を郵送します。

※障害の症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込締切後に発生した傷病の場合は、試験日の3週間前までに速やかにご連絡ください。それ以後は対応できませんのでご了承ください。

自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について

1. 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として、再試験は実施しません。

なお、本財団は、中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません（ただし、受検手数料については返還します）。

2. 試験実施に関する情報提供

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、本財団ホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止については、原則*として、本財団ホームページに掲載します。また、試験開始時間の繰下げ措置についても上記と同様にお知らせいたします。

(※) 試験前日又は当日に、試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合には、その旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

技術検定のよくある質問

Q 申し込みする際は、締め切り必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日の消印有効です。

Q 住民票及び住民票コードは、両方必要ですか？

A 住民票を添付するか、住民票コード(11桁の数字)を記入するか、いずれかを選択してください。なお、外国籍の方は、国籍が記載されている住民票の提出が必要です。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、記載事項に変更がなければ古くても結構です。ただしコピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真を用意してください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受検申請書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 「1級技術検定実務経験証明書(**B** 票)」の訂正は、訂正箇所を二重線で抹消し、上下の余白に訂正事項を記入し、証明者の訂正印を押印してください。
その他の箇所は、修正液等できれいに訂正してください。

Q 「指導監督の実務経験」とは、具体的にどんな場合ですか？

A 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。また、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含みます。

1年以上の指導監督の実務経験がない場合は、1級は受検できません。

Q 専任の主任技術者としての実務経験で受検申込する際、該当しないのはどのような場合ですか？

A 専任の主任技術者の受検資格で申し込む方の大半が不備となっています。次のような場合、受検できませんので、ご注意ください。

- (1) 専任の主任技術者としての実務経験が365日以上ない場合
 - (2) 監理技術者をおこななければならない工事の場合
 - (3) 工事1件の請負代金がP13表②の金額未満の工事の場合
 - (4) 個人住宅の工事(公共性がない建設工事)の場合
 - (5) ①工事請負契約書(写)、②施工体系図(写)(施主から直接工事を請負った元請会社が作成した工事現場全体の業者の記載があるもの)、③現場代理人主任技術者選任届(写)、④建設業許可通知書(写)の4つの書類が全部揃って提出できない場合(書類不備は、失格となります。)
- (注)専任の主任技術者実務経験証明書に記載した工事は、施主(注文者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。
また、近年、請負工事契約書(写)、施工体系図(写)、現場代理人主任技術者選任届(写)の偽造が増えています。提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発も含め厳正に対処します。

Q 現在失業中です。「1級技術検定実務経験証明書」の証明等はどのように行えばいいですか？

また、現在の勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「1級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先による証明が必要です。現在の勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。その他不明の場合はお問い合わせください。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。
それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験日の翌日から1年間本財団ホームページで公表します。
それ以外の期間は、公表いたしておりません。書店で市販されている問題集等をご利用ください。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 本財団は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書は扱っておりません。
書店で市販されている問題集・参考書等をご利用ください。

Q 試験問題の内容について問い合わせできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、書類送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終ページの「住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届」に必要事項を記入し、送付してください。

Q その他の問い合わせはどうすればいいですか？

A 電話にて問い合わせしてください。

電 話 03-5473-1581 (9:00～12:00、13:00～17:30)なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

一般財団法人建設業振興基金の個人情報保護方針

- 1.一般財団法人建設業振興基金(以下「本財団」という。)は、受検者の皆様の個人情報の保護に努めます。
- 2.本財団は、施工管理技術検定の受検申込みに際し試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。
- 3.本財団では、次の場合を除いて、ご本人から収集した個人情報を目的外に利用したり外部に提供することはありません。
 - (1)法令の定めに基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4.個人情報は、受検資格の審査や本人確認等の試験業務を適正かつ円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。ただし、合格した方の個人情報については、建設業法上の規定に基づき国土交通大臣に報告します。
- 5.合格証明書の交付を受けた方の情報(氏名、生年月日、本籍、資格区分、証明書番号、取得年月日)は、国土交通省を通じて公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。
- 6.本財団では、申請書の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。また、個人情報への不正なアクセス等が行われることを防止するため、必要とされる対策を講じます。更に、役職員等及び委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
- 7.ご本人からのご自身に関する情報の開示・訂正等の依頼があった場合、請求者がご本人であることを確認したうえで、特別な理由(非開示として定義する情報の場合等)がない限り開示・訂正等いたします。

その他注意事項

- 申込手続きの代行や紛らわしい名称を用いた講習、料金を徴収して採点速報・合否速報などを行う業者があります。これらの業者と一般財団法人建設業振興基金とは全く関係ありません。
- 国家資格である「電気工事施工管理技士」、「電気工事施工管理技士補」を取得できる試験は、本財団のみが実施しています。
- 本財団は、個人や会社へ電話やダイレクトメール等による勧誘行為は一切していません。

令和 5 年度 1 級電気工事施工管理技術検定
住所・氏名・本籍・受検地変更(訂正)届

提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部(TEL:03-5473-1581)

提出方法 住所変更 } 簡易書留郵便で郵送またはFAX (03-5473-4597)
本籍変更 } FAXの場合は必ず本財団に着信確認の電話をしてください。
受検地変更 } (おかけ間違いのないようお願いいたします。)
お問い合わせ受付時間:平日の9:00~12:00、13:00~17:30
(土日・祝日は休業日です)

氏名変更 } 必ず簡易書留郵便で郵送
(FAXによる提出は受付できません)

申請者内容 (届出される申請者全員が記入してください)

氏 名	フリガナ
生年月日	昭和・平成 年 月 日
検定区分	1 級 電 気 (第 一 次 検 定 ・ 第 二 次 検 定) ○で囲んでください
申込時の受検地	
受検番号	※受検番号がわかる場合は記入してください
確実に連絡できる電話番号	(自宅・会社・携帯) — —

●変更内容 (該当する箇所を記入してください)

- ・住所変更の場合は、書類送付先住所の変更時のみ届出が必要です。
- ・氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し必ず郵送(簡易書留郵便)してください。
- ・本籍地は、同一都道府県内での変更であれば、届出の必要はありません。

氏名変更(新氏名)	フリガナ	フリガナ
	氏	名
本籍変更	旧本籍	新本籍
書類送付先 住所変更(新住所)	フリガナ	変更希望 年 月 日
	〒 —	年 月 日
受検地変更	旧受検希望地	新受検希望地
	「受検地変更許可書」送付先住所(その他の書類送付先も変更する場合は、上の書類送付先欄に記入してください。) (第一次検定の際に受検地変更し、第二次検定においても受検地変更したい場合は、再度変更手続きが必要となります。)	
	〒 —	

◆申請者内容欄に氏名、生年月日等忘れずに記入してください。

ご 注 意

近年、実務経験証明書の虚偽記載等により、受検ができなかったり合格後に合格を取り消される例が増えています。

建設業法施行令の規定に基づき、不正受検(事実と異なる内容による受検申請、不正行為等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の『実務経験内容』及び『実務経験年数』等については、受検申込者自身が記入・確認のうえ、お送りください。
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、新規受検申込、再受検申込に関わらず、改めて当方が指定する書類を追加提出等により確認させていただくことがあります。

不正の方法により取得した「資格」によって『建設業の許可』または「経営事項審査」を受け、もしくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

令和5年度1級電気工事施工管理技術検定 受 検 の 手 引

令和5年1月発行

発行所 一般財団法人建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2-12
虎ノ門 4丁目MTビル2号館
TEL 03(5473)1581

www.fcip-shiken.jp

「申込用紙・受検の手引」共で1部600円(消費税含)
落丁本、乱丁本は、取扱所でお取替えします。(不許複製)